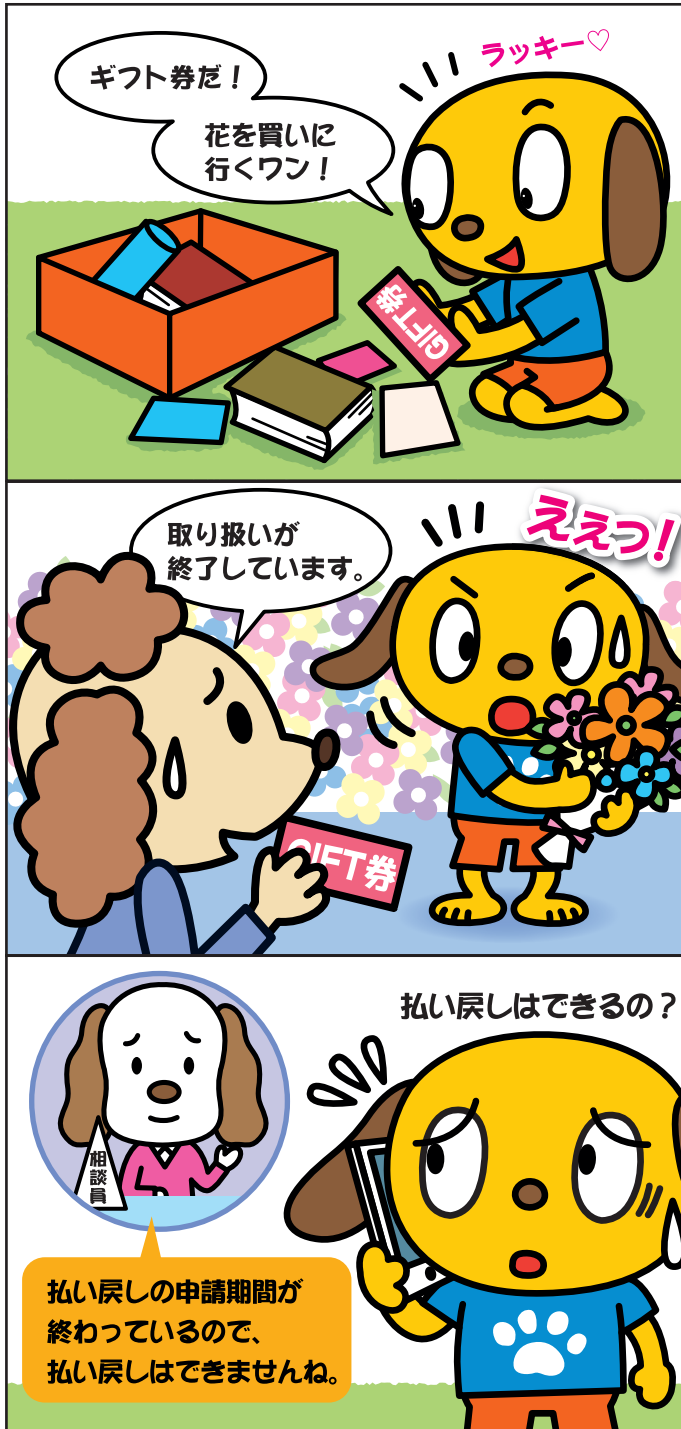


# 利用できない商品券やギフト券に注意!



## 【事例】

10年以上前に友人からもらった1万円分のフラワーギフト券が自宅にあった。ギフト券を使おうと花屋に行ったら、取扱いが終了しているので使えないと言われた。払い戻しはできないのか。

## 【アドバイス】

商品券やギフト券、各種プリペイドカードなどは前払式支払手段として資金決済法により規制されています。一部法律の適用除外になるものもあります。

発行者が発行業務を廃止する場合、発行者は払い戻しの手続きについて新聞に公告したり、店頭などに掲示して周知します。対象の商品券やプリペイドカードなどを持っている人は、一定期間内に発行者に申し出をすれば未使用分の払戻しができます。その期間内に払戻しの申し出をしなかった場合は、払戻しができなくなりますので注意が必要です。

払戻しの手続きを実施している発行者や、発行の終了を予定している発行者については、金融庁のウェブサイト「資金決済法に基づく払戻し手続実施中の商品券の発行者等一覧」でも確認することができます。

対象の商品券などを持っている場合は、払い戻しの期限を確認し早めに手続きをしましょう。

## チーフの わん!ポイントアドバイス

対象商品券があれば、期限を確認し早めの手続きをすることが必要だワン!

